

環境情報検証報告書

野村不動産プライベート投資法人 様

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、野村不動産プライベート投資法人が算定した2021年度のScope 1、Scope 2、Scope 3の温室効果ガス(GHG)排出量、原油換算エネルギー使用量、水使用量、並びに廃棄物重量に係る情報(以下、「同法人環境情報」という。)が、野村不動産投資顧問株式会社により作成された「サステナビリティ推進マニュアル(2022年6月1日制定)」(以下、「同法人算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算定されていることについて第三者検証を行った。2021年度とは2021年3月1日から2022年2月28日までの期間をいう。

検証の目的は、「同法人環境情報」を客観的に評価し、同法人のScope 1、2、3のGHG排出量、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、Scope 1、2、3のGHG排出量及び原油換算エネルギー使用量については「ISO14064-3」、水使用量及び廃棄物重量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、Scope 1、2、3のGHG排出量(Scope3はカテゴリ13のみ)、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量とした。Scope 1、2、3における対象ガスはエネルギー起源CO₂とした。原油換算エネルギー使用量については、Scope 1、2、3算定対象のエネルギー種における原油換算値とした。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の各総量の5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、2021年度に同法人が通年保有していた物件の国内82拠点とした。

現地検証に先立って、「同法人算定ルール」の確認のために本社における検証を実施した。現地検証では、サンプリングにより保有物件4拠点を対象とし、各拠点における算定対象範囲、エネルギー起源CO₂及び水使用量に係るモニタリングポイント、廃棄物排出状況、算定集計体制の確認を実施した。また、算出データについては担当者へのヒアリング、記録の確認、根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした2021年度の「同法人環境情報」のScope 1、2、3のGHG排出量、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量において、「同法人算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「同法人環境情報」の算定責任は野村不動産プライベート投資法人にあり、Scope1、2、3のGHG排出量、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量の検証の責任は当機構にある。野村不動産プライベート投資法人と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田 純 男

